## 建築に関する証明書交付対象範囲の変更について(お知らせ)

さいたま市北部・南部建設事務所建築審査課

令和5年7月18日より、建築物の建築台帳記載事項証明書の交付は以下のとおり変更します。

- 平成11年4月30日以前に建築確認処分されたものに限定します。
- 平成11年5月1日以降に建築確認処分(計画変更確認処分を除く。)されたものは交付しないこととし ます。「建築計画概要書」及び「処分等の概要書」の写しの交付をご利用ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

## 交付の対象

○平成11年5月1日以降のもの

①建築計画概要書(写し)

②処分等の概要書(写し)

○平成11年4月30日以前のもの

①建築計画概要書(写し)

③建築台帳記載証明書

※その他の取扱いについては変更はございません。

(お問合せ先)

【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の物件】 建設局北部建設事務所建築審査課

電話番号 048-646-3242 【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区 の物件】 建設局南部建設事務所建築審査課 電話番号 048-840-6242